

問い合わせ先

(EY India 駐在)

山口 哲男・松田 博司

小林 祐介・早坂 周子・

中原 孝博

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

hiroshi.matsuda@in.ey.com

yusuke.kobayashi@in.ey.com

shuko.hayasaka@in.ey.com

nakahara.takahiro@in.ey.com

EY インド フラッシュニュース

2016 年 1 月号

1. 【投資】保険規制開発庁 (IRDA) が「インドの所有及び支配」にかかるガイドラインを公表
2. 【税務】CBDTがPAN提示義務化に関する変更を提案
3. 【税務】CBDTが非居住者への支払いに関する情報提出規定を改定
4. 【税務】CBECの訴訟を減らすための取り組み
5. 【為替】ECB政策の改正



EY

Building a better
working world

先月、歴史的な首脳会談において新幹線導入が合意され、日本がインドの成長を「後押し」する格好となりました。まさに「世界で最も可能性を秘めた 2 国間関係」が新たな段階に入り、これを弾みに様々な投資機会が生まれ、創り出されることが期待されます。今後、「世界の成長エンジン」となることが各シンクタンクで予想される中、本年、インド政府の投資環境改善へ向けた改革の実行力が試される年となるでしょう。本稿では、非居住者への支払い時のコンプライアンスの変更、PAN 提示の義務化、そして、間接税の訴訟を減らすための取り組み、ECB の更なる緩和等を取り上げます。

1. 保険規制開発庁 (IRDA) が「インドの所有及び支配」にかかるガイドラインを公表

2015 年改正保険法により、インド保険会社への外国直接投資が従前の 26%から 49%まで可能となりました。一方、改正法はインド保険会社の所有と支配はインド創業者/株主に留まるべきであると規定しました。

この点に関して、IRDA は最近、「インドの所有と支配」義務のコンプライアンス問題に関して明確化するためのガイドラインを公表しました。2015 年 12 月 23 日に、IRDA はインドの所有と支配のコンプライアンス報告に関するタイムラインの延長を明確化する通達を公表しました。詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here for the alert.](#)

2. 直接税中央委員会 (CBDT) は PAN 提示義務化に関する変更を提案

本稿は、CBDT が 2015 年 12 月 15 日付けで公表したプレスリリースを要約したもので、PAN 提示の義務化に関する変更に関するもので、2016 年 1 月 1 日から施行となります。

インド税法上付与された権限に基づいて、CBDT は納税者が取引を開始する際に、PAN を提示すべき取引 (PAN 提示取引) を規定しました。その義務を怠った場合には、各取引毎に 1 万ルピーの罰金の対象となります。

ブラックマネーの特別調査チームが行った勧告に従って、財務大臣は 2015-16 年度の予算案スピーチの中で、支払金額が 10 万ルピー超の全ての物品/サービスの販売購入について PAN の提示を義務付けるとの提案を発表しました。しかしながら、ステークホルダーからの陳情を考慮し、情報入手の必要性和面倒なコンプライアンス負担のバランスをとるために、CBDT は金額を 20 万ルピーに引き上げ、PAN 提示取引の金額制限を改定する決定をしました。

変更は規則の変更を通して、追って 2016 年 1 月 1 日施行が通知されることとなります。

一定金額の取引にかかる PAN 提示義務は銀行等の仲介業者の年次報告に加えて、納税者に関する、非干渉的な情報収集の方法です。同時に、データ解析ソフトを用いて脱税者を取り締まるために、税務当局は、「プロジェクトインサイト」という取り組みを行っています。データ解析ソフトは (PAN 提示を通して) 高額取引について収集した情報を納税者の確定申告と対応付け、財務内容を作成、適切な措置を提案します。これは時間のかかるプロセスを自動化し、税務当局が政府による税金の徴収に専念できるようにすることになるでしょう。詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here for the alert.](#)

3. 直接税中央委員会 (CBDT) は非居住者への支払いに関する情報提供規定の改定

インド直接税管理の最高機関である CBDT は、通達 No. 93/2015 を公表し、非居住者 (NR または受領者) への支払いをする者 (送金者) がその情報を電子申告し提供する方法及びフォームを規定している 1962 年の所得税法 37BB の改定を発表しました。

インド税法上、規定に沿って非居住者に対する支払いは電子申告する必要があります。規定は直近の財政法で改定され、非居住者に対する支払いに関してはインドで課税対象であるか否かに関わらず全てを対象と

することとされました。これに基づき、あらゆる支払いのカテゴリーの情報を提供するためのフォームを規定しました。新たな規定は2016年4月1日から施行となります。

従来、この非居住者への支払いの報告義務の範囲と適用性は、インド税法上、源泉徴収課税の対象となる支払いに関連していました。しかしながら、過去数年間にわたり、インドの税務行政は、海外の取引で行われる減免税取引(租税条約上の取引を含む)を厳重に監視、精査するようになってきました。新規定に伴う195条(6)の最近の改正は、インド当局がインドからの海外送金に際して適切に源泉税が徴収されていることを確保するよう情報収集を意図していることを示しています。これも、送金者が税務当局に情報を追加して文書を提出するための保証等、自己申告で行われる証明から推測することができます。

支払いの範囲は例示的には、ロイヤルティ、利子、配当、キャピタルゲインの性質を持つ全ての非居住者に対する支払いを含むが、次の支払いは情報報告義務はありません。

- ▶ 法により、RBIの事前承認を必要としない個人が行う支払い
- ▶ 特定リストに列挙されている支払い(RBI規定に関連づけ)。当該特定リストは現行規則に類似しているが、次の5つの支払いも追加
 - 輸入代金の前払い
 - 輸入請求書の決済
 - 外交使節による輸入
 - 仲介貿易
 - 50万ルピー未満の輸入

報告方法及びフォームの変更は以下の通りです。

No	支払内容	現行の規定	新たな規定
1	少額課税対象支払い (簡易書式)	Form 15CA – Part A	Form 15CA – Part A
		基準値:年度内で5万ルピー未満の支払い、かつ合計25万ルピー	基準値:年度内50万ルピーまで
		勅許会計士証明不要	勅許会計士証明不要
2	少額課税対象支払い-インド税務当局からの源泉命令/証明が必要 (簡易書式)	同上	Form 15CA – Part B
			基準値:50万ルピーまで 勅許会計士証明不要
3	高額課税対象支払い (詳細書式で完全な報告書)	Form 15CA- Part B	Form15CA – Part C
		基準値:年度内で5万ルピー以上の支払い、かつ合計25万ルピー	基準値:50万ルピー以上
		インド税務当局からの源泉命令/証明があれば勅許会計士証明は不要	インド税務当局からの源泉命令/証明の有無に関わらず勅許会計士証明必要
4	所得税法上、非課税支払い (上記「免除対象の支払い」を除く)	報告義務なし	Form – Part D 送金者、受領者、支払いの詳細情報を要求する簡易フォーム
5	公認取引業者 (送金を行う銀行等)による四半期報告義務	NA	新たなForm 15CC 年度の四半期末から15日以内に行われる必要がある

詳細はリンク先をご覧ください。 [Please click here for the alert.](#)

4. 間接税中央委員会 (CEBC) の訴訟を減らすための取り組み

本稿は、CEBC が 2015 年 12 月 17 日に行ったりリリースを要約したものです。CEBC は紛争解決を迅速化し、ビジネスの円滑化のため、政府の取組みの一環として次のような措置を講じることを述べています。

間接税租税審判所 (CESTAT)、高等裁判所と最高裁判所へ当局が上告するにあたり、金額制限を設定しました。

- 間接税租税審判所 (CESTAT) - 100 万ルピー
- 高等裁判所 (High Courts) - 150 万ルピー
- 最高裁判所 (Supreme Court) - 250 万ルピー

ただし、法的及び定期的な性質を持つ、分類や還付問題に関する不利な判決の場合は、金額に関わらず、争う必要があります。

最高裁の判例がある事案で、何の審理も行われていない場合には、高等裁判所と CESTAT は、すべての事案を取り下げることになるでしょう。

間接税が 500 万ルピーを超える全ての事案について、プリンシパルコミッショナー/コミッショナーのレベルで、更正通知提案書の事前協議を必ずしなければならなくなりました。

この指示は、全ての裁定/上告機関が適切なオーダーを下すよう、所轄の首席コミッショナー/プリンシパルコミッショナーが定期的な会合を行うことも要求しています。

コメント

政府がとった今回の措置は歓迎すべきことであり、様々な法廷で訴訟に巻き込まれている納税者に大きな恩恵をもたらすことになるでしょう。

5. 対外商業借入 (ECB) 政策の改正

インド連邦準備銀行 (RBI) は、2015年11月30日付A.P. (DIR Series)通達No. 32を公表し、対外商業借入 (ECB) の制度を改正しました。新しいECB制度は、1999年外国為替管理法の関連規定の官報公表日から施行となります。

背景

- ▶ マクロ経済の発展および過去 10 年にわたり ECB 制度を管理してきた観点から、インド政府との協議やパブリック・コメントを経て、RBI は現行の ECB 制度の見直しを行いました。この結果、2015 年 11 月 30 日インド連邦準備銀行は通達を公表し、インド企業の資金需要に合うように ECB 制度の改正を行いました。
- ▶ 通達ガイドラインは、一年後、実績やマクロ経済の状況に応じて RBI により見直しが行われます。

コメント

RBI によって公表された ECB の改正ガイドラインは、資金需要者への規制を少なくし海外からの資金流入を呼びこむことを企図しています。借手がより持続的に返済を遂行できるよう、RBI は長期の外国通貨借入を推奨しています。主なメリットの一つは、インド企業がインドルピー建債券による ECB を利用することで、為替変動リスクが貸手に発生することです。海外借入の簡素化を大きな方向性としながらも、実際には RBI は、高い信用を持つ起債者が海外市場で短期の海外借入を起こす場合のコストを引き下げることになりました。詳細はリンク先をご覧ください。 [Please click here for the alert.](#)

コメント

2015 年度国際協力銀行の調査で、日本の製造業が選ぶ海外投資の有望国として、インドが 2 年連続首位となったことが明らかにされました。世界銀行の調査によるビジネス環境ランキングでも、起業手続きの簡素化等が評価され、インドは去年の 142 位から 130 位に着実に順位を上げています。今後、海外投資家の期待に応え、さらに順位を上げるには、複雑な税制の改善、税制の運用の透明化による安定かつ予測可能な税務環境の創出が求められるのは言うまでもありません。インド独立以来最大の税制改革といわれる GST 導入へ向けての最新動向を本年も引き続きフォローし、アップデートして参ります。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。